

## 令和6年度 医療従事者等処遇改善手当の支給について

標記につきまして、昨年度までの看護職員等処遇改善手当は、医療従事者等処遇改善手当に名称を変え、今年度は下記のとおり手当を支給することとしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、ホームページで給与規程等をご確認ください。

### 記

支給対象となる職種		医療従事者等処遇改善手当 (月額)
看護職員（看護部に所属する者に限る）		10,000円
看護補助者	医療業務において技能に関する業務を補佐する看護助手として職務に従事する者	9,000円
	上記以外（学生看護補助者を含む）	3,000円
薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科技工士、歯科衛生士、臨床心理士、臨床工学技士、事務職員（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、メディカルソーシャルワーカーとして職務に従事する者並びに外来クラーク又は医師事務作業補助者として職務に従事する者に限る。）、契約コーディネーター（病棟保育士として職務に従事する者に限る。）		3,000円

#### <常勤職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学職員給与規程（第45条の4）

[https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action\\_printRule&id=561](https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=561)

#### <契約職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程（第31条）

[https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action\\_printRule&id=584](https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=584)

#### <非常勤職員の方>

- ・ 国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程（第17条の4）

[https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action\\_printRule&id=589](https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/browse.php?action_printRule&id=589)